

■ おもな内容 main contents

荒尾市の空家問題の解決に向けて	2
まちの話題	4
保健・健康	7
子育てのひろば	10
市民病院からのお知らせ	12
孫文生誕 150 周年記念事業のご案内	13
海達公子生誕 100 年記念特集	14
くらしの情報	18
試験・募集・イベント	24
はじめての HAPPY BIRTHDAY など	31
図書館情	32
文化センター情報	33
相談の窓口など	34
あらおカレンダー	37

荒尾市の空家問題の解決に向けて

荒尾市長 山下慶二郎

空家問題を知っていますか

テレビなどでもよく取り上げられている空家問題。適切な管理が行われていない空家が、防災・衛生・景観などの理由から地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。そうした空家が全国的に激増しており、平成25年には全国空家数は約820万戸となっており、平成27年に空家対策のための法律「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。

荒尾市でも空家問題は深刻化していることから、ことし4月に「政策企画課内に空家対策推進室」を設置し、問題解決に向けた取り組みを進めています。

取り組みの基本方針となる「荒尾市空

家等対策基本計画」を策定するため、学識経験者や住民代表による審議会を立ち上げ、市内の空家減少に向けた取り組みを行うこととしています。

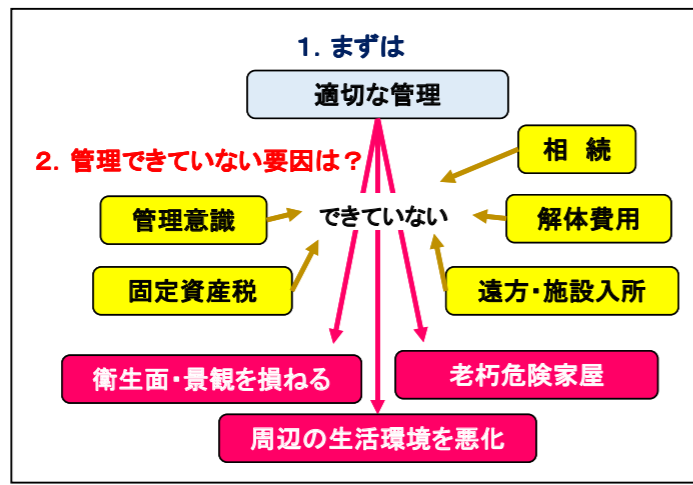
荒尾市における空家の現状

荒尾市の空家戸数については、下のグラフの結果となっています。

昭和63年から平成10年までは炭鉱社宅の取り壊しなどで減少したものの、平成10年から平成25年までの15年間で、2,280戸も増加しています。今後も人口減少や少子高齢化などの要因により、空家の増加が予想されます。荒尾市では①空家防止策、②空家活用策、③空家撤去策の3つの基本方針を基に計画策定を進め、空家対策を行っていきます。

近隣住民に迷惑をかけるために

空家として問題になるのは、所有者などが管理を行わず、そのまま放置することで周辺住民に悪影響を及ぼすからです。



1. 空家の管理
空家の管理は所有者などの責任において適切に管理することが原則です。
 2. 管理できていない要因は
それぞれ違った要因があります。多くの場合、管理意識の低さです。
- 空家対策推進室では、問題解決に向けて、空家所有者と一緒に取り組んでいきます。お気軽にご相談ください。



空家活用策の一つとして、ことし4月から荒尾市空家バンク制度を開始しました。空家バンク制度とは、市役所が窓口となって、所有者から空家売買などの相談を受け、熊本県宅建物取引業協会(以下は宅建協会)と連携しながら売買や賃借の成約を目指す仕組みです。空家バンクに登録すると市のホームページでも物件の紹介を行います。

左の図は、空家バンクの相談から成約までの流れです。

空家バンクを始めました

空家を活用しませんか

空家バンク登録物件として、利活用できる空家を募集しています。

相談を受けてから、市で事前調査を行い、売買や賃借するための条件が整っていれば、宅建協会と市職員による現地調査を行います。登録物件の条件を満たしていれば空家バンクへ登録できます。

●登録の条件とは

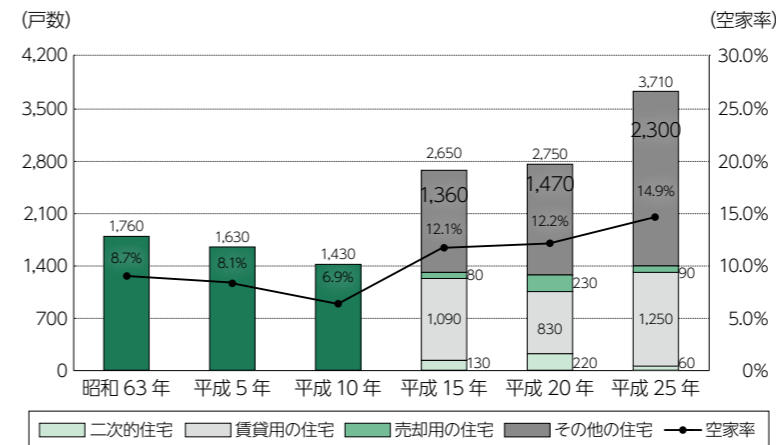
- ① 荒尾市内の空家であること
 - ② 民間の不動産屋に依頼していないこと
 - ③ 空家の所有者もしくは相続者全員が売却・賃貸することに賛成していること
 - ④ 国税や地方税の滞納がないこと
 - ⑤ 建築基準法に適合していること
- などが登録審査の基準となります。まずは空家対策推進室にご相談ください。

荒尾市空家バンクの物件一覧 (9月現在)

	1号物件 (売家 5DK) 所在地 八幡台2丁目 売買金額 700万円
	2号物件 (売家 5DK) 所在地 下井手(古庄原) 売買金額 780万円
	3号物件 (売地 140坪) 所在地 下井手(助丸) 売買金額 380万円

※詳しくは荒尾市ホームページをご覧ください。

●荒尾市の空家数の推移 (住宅・土地統計調査 (総務省) より)



★荒尾市強調月間★

10月は
「市民みなスポーツの月」



広報あらおは見やすく読み間違えにくいユニバーサルデザインフォントを使用しています。